

# 福岡県公報

平成19年7月4日  
第2698号

## 目次

告示(第1299号 - 第1311号)

道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....	3
県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	.....	3
土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課)	.....	4
貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課)	.....	4
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	.....	4
新たに生じた土地の確認	(地方課)	.....	5
町の町の区域の変更	(地方課)	.....	5
福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	.....	5
落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....	6
落札者等の公示	(総務事務センター)	.....	6

## 告示

福岡県告示第1299号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成19年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田池線	田川郡川崎町大字田原751番6先から 同郡同町大字田原718番1先まで

福岡県告示第1300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	福岡直方線	前	宮若市本城1133番1先から 同市本城1137番1先まで	12.0 ~ 15.2	66.0
			後	同上	12.8 ~ 17.4	
直方	県道	南良津宮田線	前	宮若市鶴田1116番1先から 同市鶴田1112番2先まで	14.2 ~ 20.8	17.6
			後	同上	14.2 ~ 20.8	

直方	県道	南良津宮田線	前	宮若市鶴田1131番1先から 同市鶴田1136番3先まで	12.0 ～ 12.2	83.5
			後	同上	12.0 ～ 14.8	

福岡県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡直方線	宮若市本城1133番1先から 同市本城1137番1先まで
直方	南良津宮田線	宮若市鶴田1116番1先から 同市鶴田1112番2先まで
直方	南良津宮田線	宮若市鶴田1131番1先から 同市鶴田1136番3先まで
直方	芹田石丸線	宮若市芹田39番1先から 同市芹田39番4先まで

福岡県告示第1302号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 小売団体再生機構

(2) 代表者の氏名

荒川 三千男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目13番27号（グランドハイツ博多1001）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小売事業者全般の生き残を模索し、高度に情報化したシステムを販売戦略に活用することにより経済活動の活性化、ひいては起業家支援や雇用の創出に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1303号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人宇美町障がい者共同作業所福祉工房わかくす

（変更後）特定非営利活動法人宇美町障がい者共同作業所

(2) 代表者の氏名

藤木 基莊

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目40番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者で、雇用されることが困難な人を通所させて、自活に必要な生活指導、並びに作業訓練を行うと共に、障がい者と地域住民との交流を促進することで生活内容の充実を図ることを目的とする。

福岡県告示第1304号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人トライアングル子育て支援なかがわ

(変更後) 特定非営利活動法人子育て支援なかがわ・トライアングル

(2) 代表者の氏名

穂坂 俊一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町大字後野98-1

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、放課後等における保育が必要とされる児童に対し、集団生活の中で適切な生活及び遊びの場を与える事業を行うとともに、保護者に対して子育てに関する支援事業等を行い、那珂川町の各小学校との連絡を密にとり児童の育成を図るとともに、地域住民との協力事業等に積極的に参加し子どもたちと地域住民との交流を深め、世代を超えたすべての人が幸せにくらせる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、放課後等における保育が必要とされる子どもに対し、集団生活の中で適切な生活及び遊びの場を与える事業を行うとともに、保護者に対して子育てに関する支援事業等を行い、那珂川町の各小学校との連絡を密にとり子どもの育成を図るとともに、地域住民との協力事業等に積極的に参加し子どもたちと地域住民との交流を深め、世代を超えたすべての人が幸せに暮らせる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1305号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ムナバン・ユニ

(2) 代表者の氏名

永守 彰子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区赤坂1丁目14番37号（マルビル3F）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本及び韓国市民を対象として、語学教育、舞踊教育の普及、及び食材に関する情報提供事業を行い、日韓文化交流に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成19年4月福岡県告示第845号は、取り消す。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営中ノ田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年7月4日から 平成19年8月2日まで	直方市役所

福岡県告示第1307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
赤池町大浦土地改良事業共同施行	田川郡福智町上野及び上境並びに直方市大字上野及び大字上境（第二工区）	平成19年6月14日

福岡県告示第1308号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻 生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日

有限会社アクティヴライズ 孔 賢吉（南郷 賢吉）	福岡市博多区博多駅前3丁目3-12 第6ダイオシビル3F	福岡県知事 (2)第07584号	平成16年9月17日
サプライズ 上村 睦美	福岡市南区西長住2丁目34番7号 西長住コーポ101号	福岡県知事 (1)第08488号	平成19年4月16日
ワイドアシスト 平田 伸明	福岡市早良区荒江2丁目8-14 フォンティーン荒江301号	福岡県知事 (1)第08385号	平成18年4月17日

福岡県告示第1309号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 組合の名称  
福岡町津丸土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成15年10月29日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区  
福津市津丸字馬場及び字野間尻の各全部並びに津丸字曙、字藤井、字宮城及び字西ノ後の各一部並びに若木台1丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
福津市津丸1066番地の1
- 5 設立認可の年月日  
平成14年11月27日
- 6 変更認可の年月日  
平成19年6月22日

## 福岡県告示第1310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、苅田町長から苅田町の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成19年6月18日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
苅田町新浜町9の1の地先の公有水面埋立地	25,451.57

## 福岡県告示第1311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、苅田町長から苅田町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地
苅田町新浜町9の1の地先の公有水面埋立地 25,451.57平方メートル

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第3項、同法第18条第1項及び同法第19条第1項の規定に基づき開催される第198回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 日時  
平成19年7月31日 午後2時
- 2 会場

福岡市博多区吉塚本町13 - 50

福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

### 3 予定議案

- (1) 筑後都市計画及び瀬高都市計画公園の変更（福岡県決定）について
- (2) 宮田都市計画道路の変更（宮若市決定）について
- (3) 宮田都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (4) 新宮都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (5) 遠賀都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (6) 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (7) 福岡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (8) 福岡都市計画用途地域の変更（福岡県決定）について
- (9) 福岡都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (10) 古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (11) 古賀都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (12) 筑紫野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (13) 筑紫野都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (14) 久留米都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (15) 久留米都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (16) 久留米都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (17) 広川都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (18) 広川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (19) 前原都市計画区域の変更（福岡県指定）について
- (20) 前原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について

- (21) 前原都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について  
 (22) 志摩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について  
 (23) 志摩都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について  
 (24) 二丈都市計画区域の変更（福岡県指定）について  
 (25) 二丈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について

#### 4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 契約に係る物品の名称及び数量

男性警察官用合服上衣	1,200着程度
男性警察官用合活動服	800着程度
男性警察官用合服ズボン	2,000本程度
女性警察官用合服上衣	100着程度
女性警察官用合活動服	50着程度
女性警察官用合服スカート	100着程度
女性警察官用合服ズボン	100本程度
女性警察官用合服ベスト	100着程度

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

##### (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

#### 3 契約の相手方を決定した日

平成19年5月28日

#### 4 契約の相手方の氏名及び住所

##### (1) 氏名

株式会社井筒屋

##### (2) 住所

北九州市小倉北区船場町1番1号

#### 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

男性警察官用合服上衣	1着につき	16,432.50円
男性警察官用合活動服	1着につき	16,054.50円
男性警察官用合服ズボン	1本につき	8,473.50円
女性警察官用合服上衣	1着につき	17,293.50円
女性警察官用合活動服	1着につき	17,178円
女性警察官用合服スカート	1着につき	7,098円
女性警察官用合服ズボン	1本につき	8,127円
女性警察官用合服ベスト	1着につき	8,127円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 入札公告

平成19年4月16日

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年7月4日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 契約に係る物品の名称及び数量

名称 選挙公報（選挙区・比例区）

数量 4,567,800部

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成19年6月12日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社西日本新聞印刷

## (2) 住所

福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,976,243円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(C)に該当

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



訂部部各率100%原主紙を採用しています